

平成28年度 第2回
高野町農業委員会 定例会

議 事 録

平成28年5月10日開催
(公開用)

高野町農業委員会

平成28年度 第2回 高野町農業委員会 定例会

下記のとおり、高野町農業委員会定例会を招集した。

開催日時 平成28年5月10日（火）

●開会時刻 午前10時00分開会

●開催場所 高野町役場 2階 大会議室

●出席委員 1番 井阪晴美 2番 辻本一 3番 下名迫勝實
4番 井手上治己 6番 柳葵 7番 久保良作
8番 上田静可 9番 中林敬 10番 梶谷廣美

以上10名出席

●欠席委員

以上0名欠席

●事務局員 事務局長 中尾司
事務局員 門谷佳彦 垣内宏樹 岡田健司

●関係者

●議事事項 報告第2号 農業第3条の3第1項の規定による届出について
議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について

●議事内容 次のとおり

*****午前10時00分 開会*****

事務局（岡田健司）

おはようございます。定刻の時間となりましたので、平成28年度第2回高野町農業委員会定例会を開催いたします。

さて、本委員会でございますが、本日出席委員10名でございます。高野町農業委員会会議規則第9条の規定による規定数を超えておりますので、本日の委員会は成立をしておりますので御報告をいたします。

それでは、事務局長より御挨拶をいたします。

事務局長

皆さん、おはようございます。

本日はお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。皆さん、またいろいろ農作業等忙しくなる時期でございます。慎重な御審議をいただきたいと思っております。それでは、よろしく申し上げます。

事務局（岡田健司）

ありがとうございました。

続きまして、高野町農業委員会会議規則第28条に基づく議事録署名委員を、事前に議長より御指名をいただいております。本日の署名委員につきましては、4番、井手上委員、8番、上田委員にお願いいたします。

続きまして、議長の選出について、高野町農業委員会会議規則第8条により、当会の会長となっておりますので、柳会長、よろしく申し上げます。

議長

おはようございます。

それでは、次第に沿って行います、よろしく申し上げます。

報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」事務局より説明願います。

事務局（岡田健司）

報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」農地法第3条の3第1項の規定について農林水産省令で定めるところにより、別紙農地について届出があったので報告します。平成28年5月10日提出 高野町農業委員会 会長 柳 葵

別添議案書のとおり2件の届出があり、農林水産省令の定めにより、申請者に受理通知書を交付しました。以上です

議長

ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見、ご質問等はございませんか。

辻本委員

2番、辻本です。

取得年月日が平成21年7月9日となっていますが、取得してから7年程たっていますが、届出は可能なのでしょうか。

事務局（門谷佳彦）

はい。お答えします。23年の法改正によって、相続者の権利が発生した日で農業委員会に提出することになっており、今回3条の許可申請が提出された関係で、届出書を提出することとなりました。届出書の提出は登記を受けてから遅滞なく行うことになっており、司法書士にもその旨は伝えてあります。今回の案件では……さんが、死去による相続を受け、3条の許可申請に伴い届出を行ったために取得日は平成21年7月9日となっております。今後、届出がある場合は取得日が昭和になる場合もございます。司法書士には、登記があった日から遅滞なく届出を行うよう伝えてあります。

議長

以上の説明で納得いただいたでしょうか。

辻本委員

はい。

議長

他にご質問等はございませんか。今後こういった案件も出てくると思いますが、そのときはそういうことでお願いします。報告第2号については以上とします。

つぎの議題は、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」事務局より説明をお願いします。

事務局（岡田健司）

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」別添の農地につき、農地法第3条第1項の規定により、農地の所有権の移転について許可申請があったので委員会の可否を求める。平成28年5月10日提出 高野町農業委員会 会長 柳 葵

今回の申請は1件でございます。農地の所在は高野町……1筆で、場所については次のページの図面をご覧ください。登記簿地目は畑、現況地目も畑。農振区分は農振地域外。面積は426㎡。権利設定は売買による所有権の移転。譲渡人の住所氏名は和歌山県伊都郡高野町……、譲受人の住所氏名は和歌山県伊都郡高野町……。現地調査につきましては、4月22日に事務局と中林敬委員と実施しました。中林敬委員より後ほど報告があります。

今回の……さんは、別紙の調査書のとおり、1号の全部効率化要件については、同人が効率的に耕作する為該当しません。また、2号の法人要件及び3号の信託要件については、個人のため適用ありません。4号の農作業常時要件については、本人が年間150日農作業に従事すると見込まれる

ため、該当せず、5号の下限面積については、高野町は全域で10aの設定で、今回の取得面積併せて14.04aのため該当しません。また、6号については、所有者以外の権限で耕作している者がいないため該当しません。次に、7号の地域調和要件については、権利取得後も同様の規模で花木の栽培を行い、効率的な農業経営を目指すため該当しません。以上のとおり書類審査及び現地調査したところ、農地法第3条第2項の各号には該当しないので、許可相当と考えています。

議長 ありがとうございます。続きまして、現地訪問について担当委員さん、中林さんより説明です。

中林委員 9番、中林です。
議案2号について、平成28年4月22日に事務局の岡田主事とともに現地調査をいたしました。当該申請地においては、以前より保全管理状態が続いており、申請者において花木の栽培を行っており、安定的な農業経営を目指すことから、今回、新たに権利を取得するもので、事務局説明のとおり現地において、農地法第3条の許可相当と判断いたしましたので報告いたします。以上です。

議長 ありがとうございます。ただいま、事務局及び担当農業委員より説明がありました。ご意見、ご質問ございませんか。ないですか。いいですか。

各委員 (「はい」の声あり)

議長 ご意見がないようですので、議案第2号について許可したいと思います。
以上で、議案審議はこれで終了いたしました。ほかに何かご質問、ご意見ございませんか。いいですか、皆さん。何かあったら言ってください。ないようですので、以上で終了いたしました。それでは、閉会したいと思います。どうもありがとうございました。

事務局（岡田健司）

ありがとうございました。

*****午前10時23分 閉会*****

この会議録は、高野町農業委員会事務局で作成したものであるが、その内容の正当なことを証するため、ここに署名する。

平成28年5月16日

会 長 _____

署名委員 4 番 _____

署名委員 8 番 _____

※署名については、別紙原本にて行っています。

※この議事録は公開用に作成している為、個人情報に配慮し公開しています。